

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は3月15日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。  
3月15日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会3日目及び最終日の議事日程等について御協議をいただきました。  
また、全員協議会終了後、議会広報委員会を開催し、委員の皆様には議会だより速報版の作成等を行っていただきました。  
誠にありがとうございました。



◎日程第1 議案第1号 川根地区広域施設組合の解散について

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第2 議案第2号 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分  
について**

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第8号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第11号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を  
改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第7 議案第12号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正  
する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第13号 川根本町若者交流センター条例の一部を  
改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第8、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第14号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例  
について

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第15号 川根本町子育て支援施設条例の一部を  
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第16号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)



○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第12 議案第17号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第13 議案第18号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第19号 川根本町介護保険条例の一部を改正する  
条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第14、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第20号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、  
サービス等に関する条例の一部を改正する条  
例について

○議長(中澤莊也君) 日程第15、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第21号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第16、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第22号 平成29年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長(中澤莊也君) 日程第17、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第23号 平成29年度川根本町後期高齢者医療  
事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(中澤莊也君) 日程第18、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算(第3号)

○議長（中澤莊也君） 日程第19、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第20、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第21、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 発議第1号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁  
償等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

○議長（中澤莊也君） 日程第22、発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、議会運営委員会及び全員協議会を開催します。

再開は全員協議会終了後といたします。

議運の委員、正副議長、副町長、総務課長は、議員控室へ、その他の議員と町長、教育長は大会議室へ移動をお願いします。他の行政側の職員の方は、この場で待機をお願いいたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時58分



○議長（中澤莊也君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（中澤莊也君） ただいま町長から、議案1件が、提出されました。

お手元に配付した議事日程第3号の追加1のとおり、日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第3号の追加1のとおり、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第35号 川根本町いやしの里診療所条例の一部  
を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第35号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） お世話になります。それでは、ただいまお認めいただきました追加日程について説明をさせていただきます。

議案第35号です。川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例第6条第1項に定める診療所の使用料及び手数料の額は、国が定める診療報酬の算定方法により算定した額とすると定めております。

診療報酬につきましては、国において2年に一度見直され本年がその改定年に当たり、国により改定作業が行われ、本年3月5日に平成30年厚生労働省告示第43号として、その内容が示されたものであります。

今回の条例改正は、この診療報酬改定に伴い、本条例における必要箇所を改正をするものであります。以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

◎散 会

○議長（中澤莊也君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の議事日程の予定を報告いたします。

3月23日、午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第3号から第7号並びに第27号から第34号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第35号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれもちまして、散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時01分